

各務原市居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入に係る事業者の登録及び福祉用具購入費受領委任払い制度取扱要綱

（平成25年3月29日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費に係る保険給付（以下「福祉用具購入費」という。）の支給に関し、償還払いの例外としての受領委任払い又は代理受領（以下「受領委任払い制度」という。）及び福祉用具購入費の代理受領を行う事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（福祉用具購入費の支給）

第2条 市長は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、法第8条第13項に規定する特定福祉用具（以下「福祉用具」という。）を、この要綱により各務原市の登録を受けた事業者（以下「福祉用具販売事業者」という。）から福祉用具の購入を行う場合は、第9条に規定する代理受領により、福祉用具購入費を支給することができる。

（福祉用具販売事業者の登録）

第3条 福祉用具販売事業者の登録は、福祉用具を販売する事業を行う者の申請により、福祉用具を販売する事業所ごとに行う。

（福祉用具販売事業者に係る登録の申請）

第4条 福祉用具販売事業者として登録を受けようとする者は、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録申請書（様式第1号）、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る取扱誓約書（様式第2号）及び介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度代理受領に係る届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請がなされた場合、内容を審査し、登録又は不登録を決定し、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録（不登録）通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 福祉用具販売事業者は、前条第1項の規定による登録の内容に変更があった

ときは、速やかに介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 福祉用具販売事業者は、登録に係る福祉用具の販売の事業を廃止し、休止し又は再開するときは、速やかに介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定により変更の届出がなされた場合においては、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書（様式第7号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

（福祉用具販売事業者の登録の取消し）

第6条 市長は、福祉用具販売事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該福祉用具販売事業者に係る登録を取り消すことができる。

（1）福祉用具購入費の請求に関し、不正があったとき。

（2）福祉用具販売事業者の従業員その他の特定福祉用具の販売を担当する者が、第8条第1項の規定により市長が行う調査又は指導監査に協力せず、又は同項の規定による必要な改善を行わないとき。

（3）不正の手段により第2条の登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書により、登録を取り消した福祉用具販売事業者に対して通知するものとする。

（福祉用具販売事業者の義務）

第7条 福祉用具販売事業者は、居宅要介護等被保険者の心身の状況等に応じて適切な福祉用具を販売するとともに、常に福祉用具を利用する者の立場に立ってこれを選定し販売するよう努めなければならない。

（調査及び指導監査）

第8条 福祉用具販売事業者は、市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 前項の調査又は指導監査を行うときは、市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（福祉用具購入費の代理受領）

第9条 福祉用具販売事業者は、居宅要介護等被保険者が当該福祉用具販売事業者から福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護等被保険者からの委任により、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該福祉用具の購入に要した費用について、福祉用具購入費として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による福祉用具購入費の支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し福祉用具購入費の支給があったものとみなす。

(申請及び支払)

第10条 居宅要介護等被保険者は、受領委任払い制度による福祉用具購入費の支給申請を行う場合においては、介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第8号）に、福祉用具を購入したことを証明する領収証等を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により福祉用具購入費の支給申請があったときは、法第44条第4項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は法第56条第4項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に照らして審査し、支給又は不支給の決定をし、福祉用具販売事業者に福祉用具購入費支給決定通知（受領委任）（様式第9号）により通知し、支給の決定をしたときは、福祉用具販売事業者に対し福祉用具購入費の支払をするものとする。

3 受領委任払い制度は、居宅要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた福祉用具の購入であるとき。
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。
- (3) 法第67条第1項に規定する保険給付の支払の一時差止を受け、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

(購入費等の受領)

第11条 福祉用具販売事業者は、第9条の規定により福祉用具購入費の代理受領をする場合は、当該福祉用具を販売した際には、居宅要介護等被保険者から当該福祉用具購入費に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(領収証)

第12条 福祉用具販売事業者は、福祉用具の購入費につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、福祉用具の販売について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、福祉用具購入費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

(返還)

第13条 市長は、福祉用具販売事業者が、偽りその他不正の手段により受領委任払い制度による福祉用具購入費の支払を受けたときは、当該福祉用具購入費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月4日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月28日決裁）

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第8号の規定により作成されている用紙は、この規則の施行の日以降においても、当分の間使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録申請書

年　　月　　日

(宛先) 各務原市長

(申請者) 住　　所

事業者名称

代表者氏名

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく特定福祉用具を販売するに際し、各務原市の定める介護保険福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者として登録を受けたいので、介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る取扱誓約書及び介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度代理受領に係る届出書を添えて以下のとおり申請します。

ふりがな											
事業所名称											
ふりがな											
代表者氏名											
事業所の所在地	〒　　-										
介護事業所番号											
指定年月日	年　　月　　日										
職種別の従業員数	福祉用具専門相談員　　名　・　事務員　　名　・　その他　　名										
連絡先	電話番号										
	FAX番号										
	メールアドレス										
営業日											
営業時間											
通常の事業実施地域											
利用者からの苦情処理のために講じる措置											

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る取扱誓約書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(申請者) 住 所

事業者名称

代表者氏名

各務原市の介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いの届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

- 1 平成11年3月31日厚生省告示第94号に定められた介護給付費の対象となる特定福祉用具（以下「福祉用具」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び各務原市の要綱等を遵守すること。
- 2 被保険者が、居宅要介護等被保険者となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具購入を行えるよう援助・調整等を行い、福祉用具購入を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 事業にあたっては、各務原市、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

(受給資格の確認等)

- 5 居宅要介護等被保険者から、当該福祉用具購入について各務原市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって各務原市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

(福祉用具の選定等)

- 6 当該福祉用具に関して、居宅介護被保険者の身体状況に即した福祉用具を選定し、充分に説明を行ったうえで販売すること。

(見積書等の発行等)

- 7 福祉用具販売を各務原市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度にて取り扱う場合、その販売に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、居宅要介護等被保険者に発行すること。また、見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該居宅要介護等被保険者に連絡すること。

(自己負担の受領)

8 福祉用具購入費については、当該福祉用具購入費に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、福祉用具販売及び自己負担金の受領後、居宅要介護等被保険者へ領収証を発行すること。

(指導・調査等)

9 市長が必要があると認めた福祉用具販売に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

10 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

11 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消しすること、また、以後市長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

12 居宅要介護等被保険者からの苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

13 福祉用具の販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

14 事業所の職員は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

15 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

様式第3号（第4条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度代理受領に係る届出書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(申請者) 住 所

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、福祉用具購入費の受領委任について申し出ます。
なお、各務原市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に基づき、私が受ける福祉用具購入費については、下記の口座へ振り込んでください。

事業所名称	
ふりがな	
代表者氏名	
事業所の所在地	〒 -
電話番号	

福祉用具購入費の代理受領に係る登録口座									
銀行 信用金庫 組合				本店 支店 出張所			種目	1 普通預金	2 当座預金
口座番号									
金融機関 コード	店舗 コード
フリガナ									
口座名義人									

様式第4号（第4条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録（不登録）通知書

年 月 日

(宛先) 住 所

事業者名称

代表者氏名

各務原市長

年 月 日付けの各務原市福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録申請については、次
とおり決定したので通知します。

登録区分	登録	・	不登録
福祉用具 販売事業者番号			
事業所名称			
代表者氏名			
事業所の所在地	〒 一		
不登録の事由			

問い合わせ先

様式第5号（第5条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

福祉用具 販売事業者番号
事業所名称					

変更年月日		年 月 日	
変更があった事項		変更前の内容	変更後の内容
①	事業所名称		
②	代表者氏名		
③	事業所の所在地	〒 —	〒 —
④	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
⑤	営業日		
⑥	営業時間		
⑦	通常の事業実施地域		

【福祉用具購入費振込先口座内容の変更】

⑧	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 出張所	種目	1 普通預金	2 当座預金
				口座番号	
	金融機関 コード		店舗コー ド		
フリガナ					
口座名義人					

様式第6号（第5条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

福祉用具 販売事業者番号	[Redacted]
事業所名称	

届出区分	廃止	・	休止	・	再開
休（廢）止・再開年月日		年	月	日	
休（廢）止理由					

様式第7号（第5条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書

年 月 日

(宛先) 住 所

事業者名称

代表者氏名

各務原市長

各務原市福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者の登録については、各務原市居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入に係る事業者の登録及び福祉用具購入費受領委任払い制度取扱要綱第5条及び第6条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

登録区分	廃止	・	休止	・	再開	・	取消					
福祉用具 販売事業者番号												
事業所名称												
代表者氏名												
事業所の所在地	〒	—										
決定年月日	年 月 日											
事由												

問い合わせ先

様式第8号（第10条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）

フリガナ		保険者番号		2	1	2	1	3	4
被保険者 氏名		被保険者 番号							
生年月日	年 月 日	性別	男・女						
住所	電話番号 —								
福祉用具名 (種目名及び商品名)		製造事業者名及び 販売事業者名	購入日 購入金額	福祉用具が 必要な理由					
(種目名)※該当に○ 腰掛便座(01) 自動排泄処理装置交換可能部品(02) 排泄予測支援機器(03) 入浴補助用具(04) / 簡易浴槽(05) 移動用リフトのつり具(06) (商品名)		(製造事業者名) (販売事業者名)	(購入日) (購入金額)						
		福祉用具販売事業者番号 □□□□□□□□	年 月 日 円						
<p>(宛先) 各務原市長 上記のとおり関係書類を添えて受領委任払いにて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 なお、当該給付費の受領については下記の者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 (委任者)</p> <p>氏 名 電話番号 —</p> <p>上記委任の件承諾しました。 なお、当該給付費の支給については既に届出済みの代理受領に係る登録口座に振り込みください。</p> <p>年 月 日</p> <p>受任者 住 所</p> <p>事業者(所)名</p> <p>代表者氏名 電話番号 —</p>									

【注意】・福祉用具購入費の支給は、市の登録を受けた福祉用具販売店で購入した場合に対象となります。

- ・この申請書に、領収書及び福祉用具のパンフレット等を添付して下さい。「福祉用具が必要な理由」は個々の用具ごとに記載して下さい。ただし、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画（指定居宅サービス等基準第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。）を添付した場合で、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、「福祉用具が必要な理由」の記載は必要ありません。
- ・排泄予測支援機器(03)購入時は、医学的な所見が分かる書類及び試用状況等の確認調査書（申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調査書と同様のことを記載した場合は不要）も添付して下さい。

※市役所記入欄

受付	入力	(申請情報)	(決定情報)		
・	・	本人支払額 円 要介護状態区分等 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	決定日 年 月 日	保険請求額 円	利用者負担額 円

年　月　日

各務原市長

印

年　月利用分
福祉用具購入費支給決定通知
(受領委任)

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
受付年月日		決定年月日	
保険対象額	円		
給付の種類			
支給金額	円		
不支給・減額 の理由			

支 払 方 法		
口 座 払		
振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

※振込予定年月日は、
以降となります。

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としてあります。

問い合わせ先

不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県介護保険審査会に対し審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に各務原市を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。